

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年10月まで

私は、平成2年10月頃に電話で国民年金の加入を促されたことから、加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年9月及び同年10月については、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、4年10月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、当該期間直後の保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることなど、当該期間については、保険料を納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、平成2年7月及び同年8月については、申立人は、遡って納付した保険料の記憶が明確ではないこと、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、両親の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成6年9月から同年11月までの間に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であること、オンライン記録により、申立期間直後の保険料は過年度納付されていることが確認できること、申立人の保険料を納付していたとする母親は昭和51年4月以降、父親は61年4月以降、申立期間当時を含め、60歳までの保険料を全て納付しており、両親とも60歳以降に任意加入し、保険料を納付していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年3月16日から同年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、49年3月から同年7月までは6万8,000円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月16日から51年7月11日まで
高校を卒業してA社に入社した時の初任給は10万円で、その後、昭和50年7月までの間に12万円ないし13万円に昇給し、同年7月以降、同社を退職するまでの給与は17万円であったと記憶している。
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年3月16日から同年8月1日までの期間については、A社B地区本部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、6万円と記載されていることが確認できるが、C団体が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳の当該期間の標準報酬月額は、6万8,000円となっていることが確認できる。

また、A社は、「昭和49年度高卒新入社員の初任給は6万7,800円であった。」と回答している上、D団体（申立期間当時は、E団体）が保管する第10回定期大会（昭和49年8月6～8日）議案書には、「初任基本給 高卒（男女）67,800円」と記載されていることが確認できる。

さらに、A社は、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への届出用紙について、「健康保険組合にも確認したが、複写式を使用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、6万8,000円であったと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年8月1日から51年7月11日までの期間については、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立てどおりの保険料の控除、届出及び保険料の納付については不明である。」と回答している上、申立人は、当該期間当時の給与明細書等を所持していないため、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から、申立人の当該期間の標準報酬月額7万6,000円ないし9万8,000円は、C団体が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳の当該期間の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年12月まで

私の父は、私が20歳になったことから国民年金の加入手続を行い、兄や姉の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する「納付書・領収証書」により、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和54年3月28日に払い出され、申立期間直後の52年1月から53年3月までの保険料が54年4月25日に遡って納付されたことが確認でき、当該払出時点及び納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。